

第5章 新行財政改革プランの推進体制と進行管理

新改革プランに基づく改革の進捗状況については、これまでと同様に、毎年度の取組結果などがまとまった時点などに適宜市民や議会の皆様にご報告し、ご意見を伺いながら改革を推進します。

また、毎年度の進捗状況や環境変化に応じて実施内容の具体化及び見直しを随時行っていくために、次の取組を行います。

1 改革に対する意見を伺う委員会の設置

学識経験者等で構成される委員会と市民で構成される委員会を設置し、改革に対する意見を伺います。

学識経験者等で構成される委員会では、改革の進捗状況について報告しご意見を伺うとともに、直面する課題の解決に向け、専門的な観点からのご意見を伺います。

また、市民で構成される委員会では、市民の視点を改革の推進に取り入れていくことを目的として、市民に身近な行財政改革課題についてご意見を伺います。

2 行財政改革推進本部会議の設置

行財政改革を円滑に推進するとともに、情報や意識の共有を徹底するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議と、各局室区における行財政改革推進本部を引き続き活用します。

会議は、市改革計画の策定や進行管理に関することを中心とした、本市の行財政改革に関する意思決定機関とします。

3 川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検)の活用

全ての事務事業について、行政関与のあり方や事業の妥当性、有効性、効率性、経済性等について点検を行っている「川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検)」を引き続き実施し、点検の結果に基づき、適宜改革の取組事項の見直しを行っていくとともに、予算編成や組織整備・職員配置計画等に反映していきます。